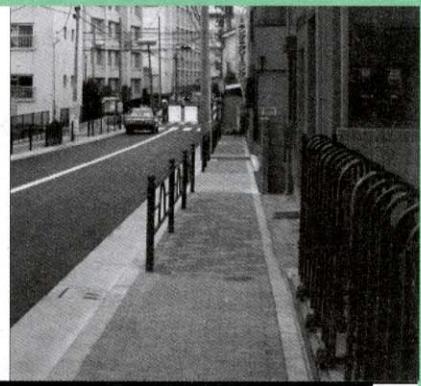


北町地区

第12号

まちづくりニュース

平成15年3月 発行：練馬区都市整備部まちづくり第一課
編集協力：株首都圏総合計画研究所
(まちづくりコンサルタント)



北町地区では、密集住宅市街地整備促進事業（以下「密集事業」という。）を進めています。災害に強く安全で住みよいまちをめざして、災害に強い住宅への建替えの推進、道路・公園などの基盤整備に取り組んでいます。

今回のニュースでは、第5回まちづくり講座・建替え相談会のご案内と、密集事業の今年度の主な成果と取り組み状況などについてお知らせします。

第5回まちづくり講座・建替え相談会を開催します！

北町地区では、個人での建替えや、まちづくりに関するさまざまな学習、情報提供の場として「建替え相談会」と「まちづくり講座」を開催しています。今回の講座のテーマは「地震に強いまちづくり」です。みなさんのご参加をお待ちしています。

日時：平成15年3月19日（水）

- ①建替え相談会 午後1時30分～2時30分**
②まちづくり講座 午後3時～4時

場所：北町地区区民館 3階多目的室

（北町2丁目26番1号）

※駐車場がありませんので、車での来場は
ご遠慮下さい。



**第5回
まちづくり講座**

「地震に強いまちづくり」 ～防災面からみた密集事業のすすめ～

8年前に起きた阪神・淡路大震災では6千人を超える尊い命が犠牲になりました。調査結果によりますと、その被害は広い範囲に及んでいるものの、特に被害の大きかったのは、やはり木造住宅等の建物が密集した地域でした。

北町地区は木造住宅が密集した地域が多く、仮に大規模な地震が発生した時には、大きな被害が生じる可能性が考えられます。そのため被害を最小限にするためには、地域の防災性向上に効果的なまちづくりを着実に進めていく必要があります。

そこで、今回の講座では、住宅が密集した地域での被害の特徴とともに北町地区での密集事業の取り組みをご紹介したいと考えています。

●阪神・淡路大震災の被災状況のビデオ

●建物構造・住宅の種類別の被災状況、道路幅の違いによる被災状況等の調査結果

●密集事業の紹介と北町地区での取り組み

今年度の主な取り組みを紹介します

「生活幹線道路（B路線）」の整備

おかげ様で、B路線では一部区間を除いて整備工事が完了し、旧川越街道から北町中学校方面に向けて歩道が設置されました。

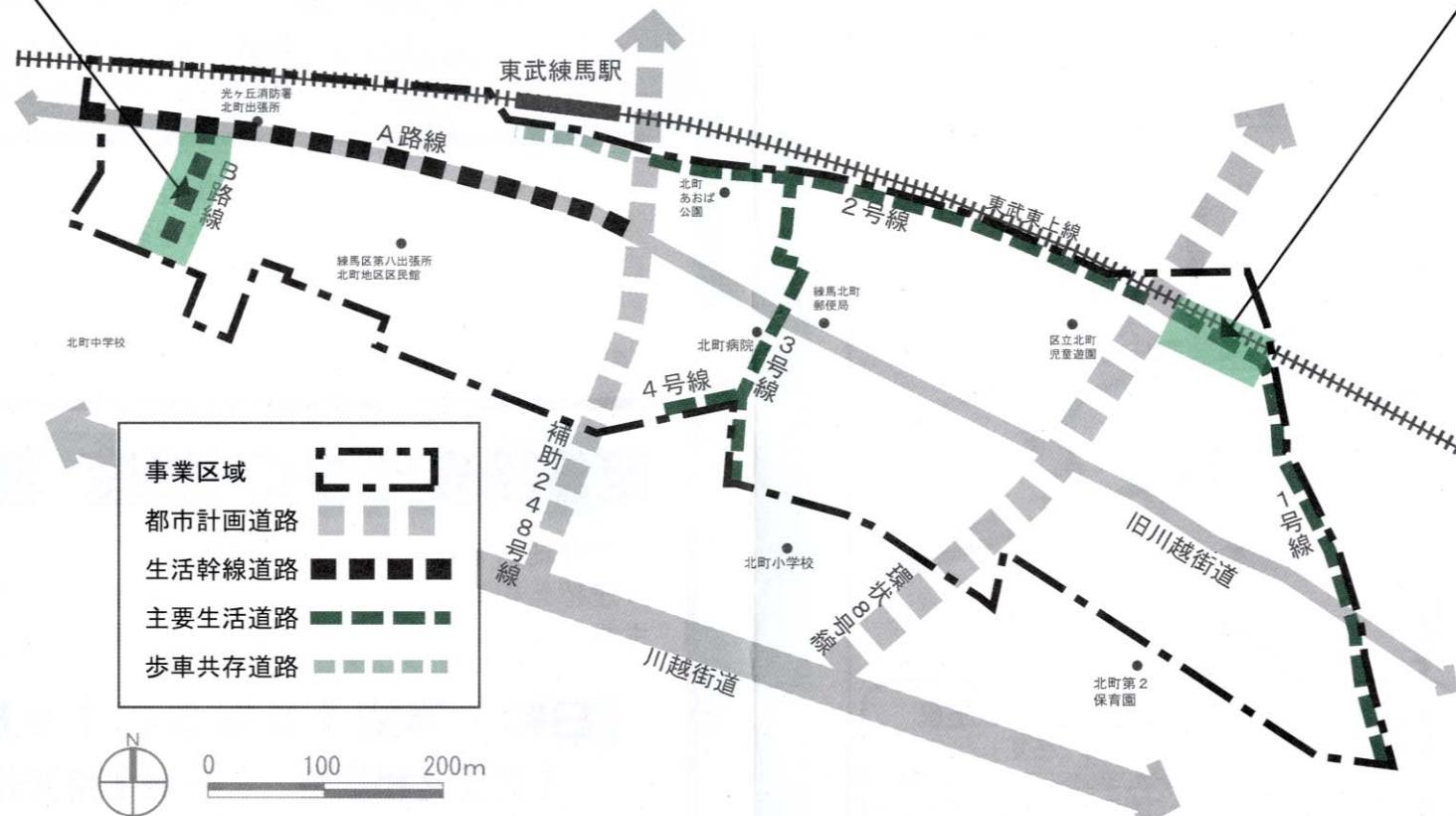


(整備前)



今後は引き続き、A路線の拡幅に向け、努力してまいります。

密集事業によるまちづくりがようやく目に見える形となって現れてきています。ここでは、今年度に取り組んできた主な内容について紹介します。



「主要生活道路（2号線）」の整備

計画路線にかかる皆様方のご協力をいただきながら、道路整備に向けて準備を進めています。



(暫定整備後)



(看板：用地取得済)

ご協力いただいた土地については、隨時、暫定的な整備を行います。

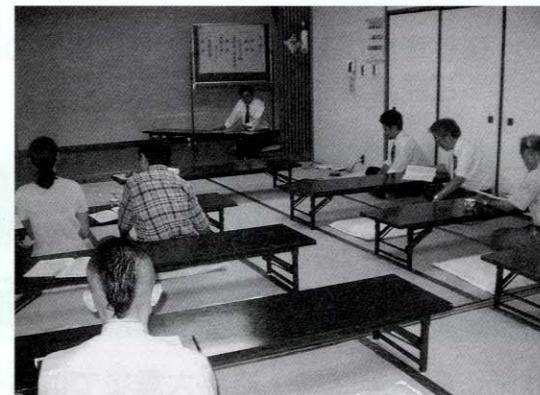
建替えやまちづくりに関する情報をお伝えしています

第4回まちづくり講座（平成14年9月9日開催） 「地震に強い家づくり」

大規模な地震が発生した場合には、建物の倒壊の可能性があります。今できることとして、修繕や建替えを考えますが、その前に、自分の家の耐震性能を知っておくことが必要です。

この講座では、耐震性能を知るための簡単な診断方法などについて学習しました。

（3月19日も含め、今年度は2回開催します。）



建替え相談会（平成14年9月9日、11月20日開催）

災害に強く、安全で住みよいまちをめざして、北町のみなさんの建替えを応援するため、建替えに関する相談会を開催しています。

建替えプランに関するご相談や、密集事業の助成要件等に対するご説明など、区職員と専門のコンサルタントがご相談をお受けいたします。



（3月19日も含め、今年度は3回開催します。）

安全で住みよいまちづくり に向けた学習会の開催

何らかの防災上の対策が必要と思われる地区や、法律上建替えに支障のある地区を対象に、より安全に暮らしていくための話し合いの場を設けています。

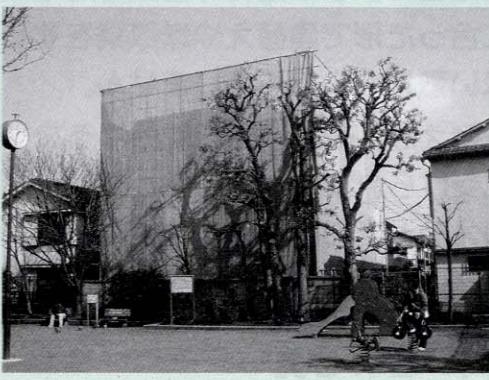


上（写真）の地区では、共同建替えについて話し合っています。

燃えにくい建物への建替え助成

（今年度は3つの物件が助成対象となっています。）

密集事業の助成要件に合う建物に建替えた場合には、既存建築物の除却費用、設計費用、建替えに伴う引越し費用などの助成が受けられます。



※建替えをお考えの方は、一度、区にご相談ください。

北町地区にバスが走ります！

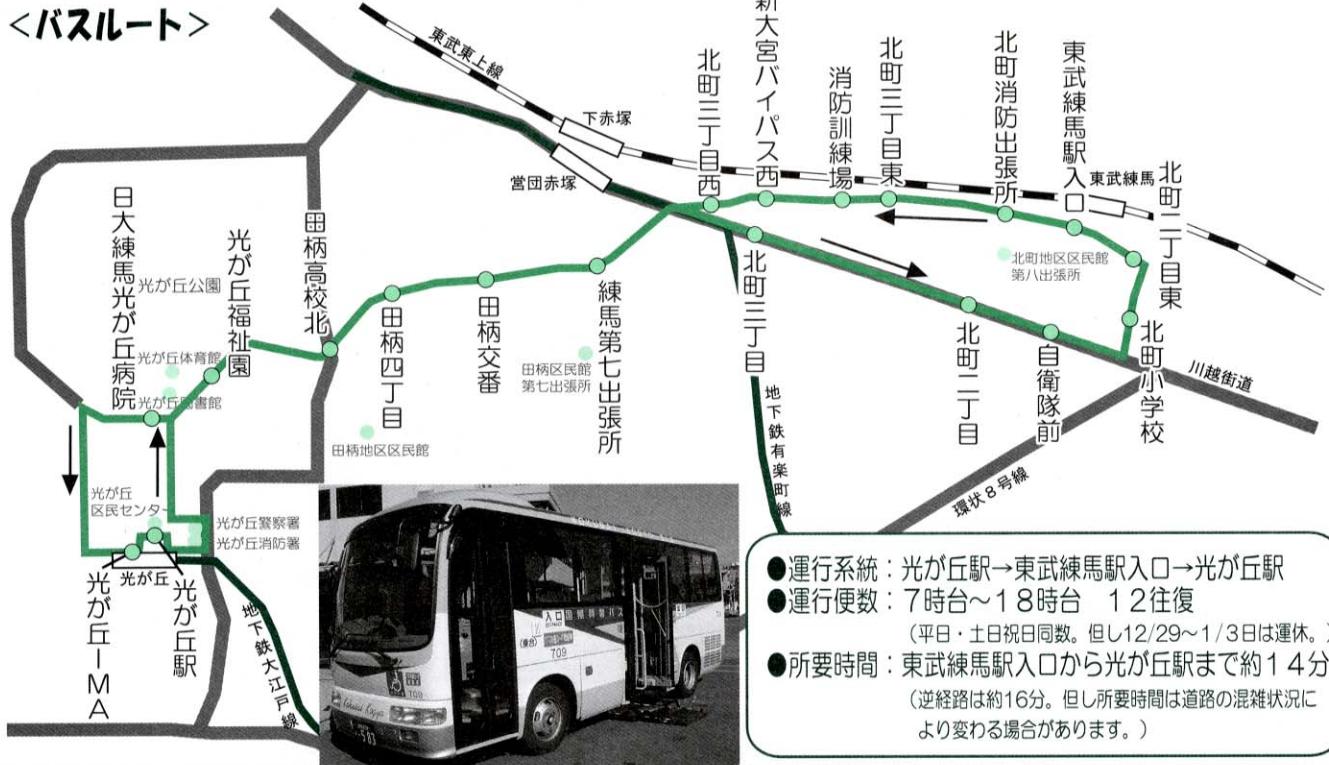
北町と光が丘を
結びます。

3月3日（月）から、練馬区は国際興業（株）に依頼して、北町地区と光が丘周辺とを結ぶバスの運行を開始します。これまで近くで遠かった地域間が身近になります。日大練馬光が丘病院・光が丘区民センターなどの公共公益施設や、都営大江戸線光が丘駅への交通手段としてご利用ください。

（運賃）大人210円・子ども110円（全区間均一運賃）

※バス（共通）カード、区内で国際興業バスに利用可能な定期券のほか、東京都シルバーバス、身体障害者手帳、愛の手帳なども使えます。

<バスルート>



- 運行系統：光が丘駅→東武練馬駅入口→光が丘駅
- 運行便数：7時台～18時台 12往復
(平日・土日祝日同数。但し12/29～1/3日は運休。)
- 所要時間：東武練馬駅入口から光が丘駅まで約14分
(逆経路は約16分。但し所要時間は道路の混雑状況により変わる場合があります。)

まちづくり講座 ~ 建物を建てるための ~ 敷地の条件

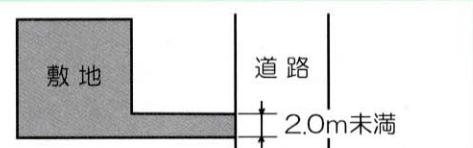
建築基準法（第43条）では、建物を建てる場合に、「敷地が道路に2m以上接しなければならない」と定められています。

これから自宅やアパートの建替えなどを考えている方も大勢いらっしゃることと思いますが、当該地区のように建物の密集した地域では、法律に合った形で建替えや増改築をすることができない敷地も少なくありません。

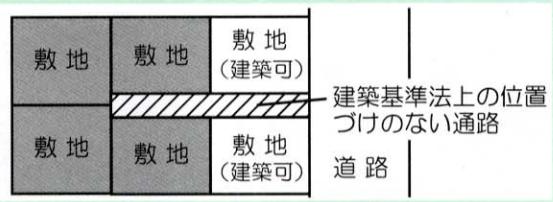
例えば、それらは右図のようなケースでよく見受けられますが、こうしたケースなどで、建替えなどでお困りの方は是非一度、区にご相談下さい。

<建替えや増改築ができない敷地の例>

- ①道路に接しているが、間口が2m未満である場合



- ②路地状の通路（建築基準法上の位置づけがない）のみに面している場合



問い合わせ先

練馬区 都市整備部 まちづくり第一課 担当：内藤、中村、鈴木

TEL: 03-3993-1111 (内線) 8617